

佐賀県告示第 209 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく二級河川の境界に係る部分の管理の方法について協議が成立したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 5 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 河川の名称及び区間

河川の名称	区間	
	上流端	下流端
那珂川	神埼郡吉野ヶ里町大字松隈字大谷原 2298 番地先	大野川との合流点
大野川	神埼郡吉野ヶ里町大字松隈字大野 1936 番地先	那珂川との合流点

2 管理を行う都道府県知事

福岡県知事

3 管理の内容

河川法第 6 条、第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 16 条の 2 第 1 項、第 26 条第 4 項ただし書、第 32 条、第 54 条第 1 項、第 56 条第 1 項、第 58 条の 2、第 58 条の 3 第 1 項及び第 58 条の 5 第 1 項に規定する権限以外の権限に基づく管理

4 管理の期間

平成 30 年 3 月 30 日から五ヶ山ダムに係る県境界をなす二級河川の管理に関する協定書（平成 30 年 3 月 30 日締結）が変更又は破棄される日まで